

船舶事故等調査報告書

平成27年11月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015長第70号
事故等種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成27年7月30日 06時20分ごろ
発生場所	熊本県天草市大多尾漁港南方沖 大多尾港3号防波堤灯台から真方位190°500m付近 （概位 北緯32°21.11′ 東経130°12.76′）
事故等調査の経過	平成27年8月10日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート ありさ、5トン未満（長さ7.80m）
船舶番号、船舶所有者等	293-21650熊本、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り場へ向けて大多尾漁港南方沖を航行中、平成27年7月30日06時20分ごろ、徐々に推進力がなくなり、停船した。</p> <p>本船は、船長が機関を点検したところ、クラッチが嵌合できない状態であり、海上保安庁及び修理業者に航行不能となったことを連絡して救助を求め、来援した修理業者の船舶に天草市大門港へえい航された。</p> <p>本船は、入港後、修理業者が調査したところ、クラッチの作動油（以下「クラッチ油」という。）が不足しており、クラッチ油のこし器にゴミ等が詰まっていることが判明した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 なし</p> <p>海象：海上 平穏</p>
その他の事項	<p>本船は、本インシデント後、クラッチ油のこし器を掃除し、クラッチ油を補給したところ、正常に航行できるようになった。</p> <p>船長は、クラッチ油の点検を行っていなかった。</p>
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	あり
気象・海象等の関与	なし
判明した事項の解析	<p>本船は、大多尾漁港南方沖を航行中、クラッチ油のこし器が目詰まりを起こしたことから、作動油の圧力が低下し、クラッチが嵌合できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>

原因	本インシデントは、本船が、大多尾漁港南方沖を航行中、クラッチ油のこし器が目詰まりを起こしたため、作動油の圧力が低下し、クラッチが嵌合できなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・クラッチの作動油系統において、油こし器や油量などを定期的に点検すること。